

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
長岡 警察 署	(略)			長岡 警察 署	(略)		
	下々条 町駐在 所	長岡市 下々条 町	長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、 <u>新組南町</u> 、北陽1・2丁目		下々条 町駐在 所	長岡市 下々条 町	長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、北陽1・2丁目
(略)				(略)			
(略)				(略)			
小出 警察 署	(略)			小出 警察 署	(略)		
	<u>湯之谷 駐在所</u>	<u>魚沼市 湯之谷 芋川</u>	(略)		<u>大湯駐 在所</u>	<u>魚沼市 大湯温 泉</u>	(略)
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は公布の日から、その他の改正は平成24年12月5日から施行する。